

## 清水町税条例の一部改正の主な概要

### 1 固定資産税

#### （1）中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減

附則第10条

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する。

##### 改正内容

- ・厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を次の表のとおり軽減する。

| 令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の収入の対前年同期比減少率 | 軽減   |
|---------------------------------------|------|
| 50%以上                                 | 全額   |
| 30%以上50%未満                            | 2分の1 |

#### （2）先端設備等導入計画策定による固定資産税の特例措置の拡充・延長

附則第10条の2

現行において、中小事業者等が新規に取得した設備（機械装置・器具備品などの償却資産）については、町の導入促進基本計画に合致する場合、3年間課税標準をゼロとしています。

今般の新型コロナウイルス感染症に対する措置として、その影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、今回の改正により特例適用対象資産に事業用家屋と構築物を新たに追加する。又、令和2年度末にこの特例は適用終了予定であったが、2年間延長する。

##### 改正内容

- ・対象資産に「事業用家屋」と「構築物」を追加。
- ・終了年度「令和2年度」を「令和4年度」に改正。

## 2 軽自動車税

### (1) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長

附則第15条の2

自家用軽自動車であって、乗用のものに係る軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

#### 改正内容

- ・適用期限「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改正。

## 3 個人住民税

### (1) 中止されたイベント入場料の払戻しを放棄した者への寄附金控除の適用

附則第25条

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、中止された文化芸術・スポーツイベント等について、チケットの払戻しを受けないことを選択された方は、その金額分を「寄付」とみなし、税優遇（寄附金控除）を受けられる措置の創設。（国が指定するイベント等に限る）

### (2) 住宅ローン控除の適用期限の延長

附則第26条

住宅の新築取得等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅に令和2年12月31日までに入居できなかった場合、令和3年12月31日までの間に入居したときは、住宅ローン控除を令和16年度まで受けることができるようとする。

#### 改正内容

- ・住宅ローン控除の期限「令和15年度」を「令和16年度」に改正。

## 4 その他

### (1) 徴収の猶予制度の特例

附則第24条

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減少）があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予できる特例を設ける。

町税条例（昭和41年清水町条例第27号）の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <b>附 則</b>  | <b>附 則</b>  |
| (読替規定)  | (読替規定)  |
| 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。                           | 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。   |
| (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)   | (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)   |
| 第10条の2 (略)  | 第10条の2 (略)  |
| 2~13 (略)  | 2~13 (略)  |
| 14 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。 <u>第16項において同じ。</u> ）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあっては、零）とする。            | 14 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう_____。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあっては、零）とする。                           |
| 15 (略)  | 15 (略)  |
| 16 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。  |   |
| (軽自動車税の環境性能割の非課税)   | (軽自動車税の環境性能割の非課税)   |
| 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 | 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和2年9月30日</u> までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 |
| (個人の町民税の税率の特例等)   | (個人の町民税の税率の特例等)   |
| 第23条 (略)  | 第23条 (略)  |

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)</p> <p><u>第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> |     |

## 第2条による改正

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><b>附 則</b></p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2~15 (略)</p> <p>16 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額免除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入场料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をし</p> | <p><b>附 則</b></p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2~15 (略)</p> <p>16 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)</p> <p>第24条 (略)</p> |

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>た日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄戻請求権相当額の法<br/> <u>第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p><u>第26条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法 第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> |     |

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。